

## 三鷹市スポーツ協会スポーツ功労者表彰規程

昭和 43 年 10 月 10 日 制定

平成 14 年 4 月 1 日 改正

平成 28 年 4 月 1 日 改正

令和 6 年 4 月 1 日 改正

### (目的)

第 1 条 この規程は、三鷹市スポーツ協会規約第 26 条の定めるところにより、三鷹市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）の充実発展ならびに三鷹市の社会体育の普及啓蒙に長年にわたって尽力し、功績を残すとともに今後の活動を期待できる功労者または団体を表彰することを目的とする。

### (表彰基準および対象)

第 2 条 スポーツ協会が表彰する功労者または団体の表彰基準および対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 三鷹市スポーツ協会加盟団体（以下「加盟団体」という。）の役員として 10 年以上の経験を有し、現在も引き続きその任にあり、所属団体の代表者から推薦された者で、表彰年度の 4 月 1 日現在満 40 歳以上の者。ただし、スポーツ協会の役員の任にあった者は、その在籍年数を加算することができる。
  - (2) スポーツ協会の目的に添い顕著な功績があったと認められる会員で、当該団体の代表者から推薦された者で、表彰年度の 4 月 1 日現在満 40 歳以上の者。
  - (3) スポーツ協会の目的に添い地域社会や職場における社会体育の振興に貢献した加盟団体で、加盟から 5 年経過した団体。
  - (4) 前各号のほか、常任理事会が表彰に値すると認めた団体および個人。
- 2 スポーツ協会または東京都スポーツ協会からすでに表彰を受けているものについては、前項の対象とならない。

### (推薦の手続き)

第 3 条 加盟団体の各代表者は、前条の規定に基づき、被表彰候補者または団体の推薦書（第 1 号様式）を毎年度 1 月末日までに三鷹市スポーツ協会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。ただし、前条第 1 項第 3 号および第 4 号の被表彰候補者または団体については、常任理事会が推薦書を会長に提出する。

### (表彰委員会)

第 4 条 被表彰候補者または団体を審査するため、特別委員会として表彰委員会を設置する。

- 2 前項の表彰委員会は、常任理事会がこれにあたり、審査の結果について理事会の承認を得るものとする。

### (表彰の審査)

第5条 表彰委員会は、第2条および第3条の規定により会長に提出された推薦書に基づき、その内容を審査して被表彰者または団体を決定する。

2 表彰委員会は、秘密会議とする。

(表彰の手続き)

第6条 会長は、前条により決定された被表彰者または団体について、三鷹市スポーツ協会評議員会において報告し、表彰する。

2 表彰は、表彰状および記念品を贈ることによりこれを行う。

(委任)

第7条 表彰の審査基準またはこの規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

2 この規程施行の日から従前の「体育功労者表彰規程」は廃止する。

附 則

1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。